

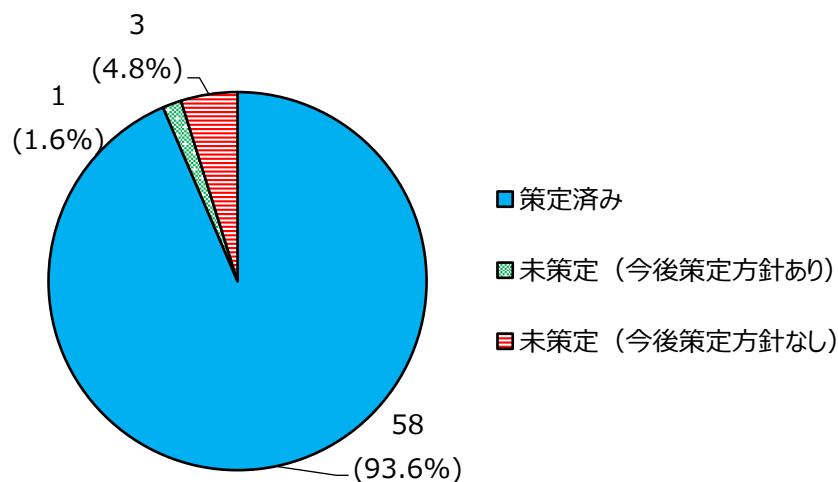
資料編

資料1 区市町村における地域福祉計画の策定状況等

(1) 地域福祉計画の策定状況

- 都内 62 区市町村における地域福祉計画の策定状況は、「策定済み」が 58 自治体 (93.6%)、「未策定」が 4 自治体 (6.4%) となっています。
- 「未策定」のうち、1 自治体については、今後、計画策定の「方針あり」と回答しています。
- 計画策定の「方針なし」の自治体は、その理由として、「小自治体であり、該当者もごく少数」、「マンパワー不足により策定が困難」などとしています。

<都内区市町村における地域福祉計画策定状況>



資料：東京都福祉保健局調べ（令和5年4月）

- 計画を策定している 58 自治体のうち、地域福祉計画を単独の計画として策定しているのは 21 自治体、自治体の総合計画など他計画と合本して策定しているのは 37 自治体となっています。
- 合本としている他の計画は、自治体の総合計画のほか、介護保険事業計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画などが多くなっています。
- 計画の記載内容については、最も多く見られた項目として、「社会福祉協議会との連携に関する事項」、「ボランティア、市民活動の育成・活性化に関する事項」及び「要配慮者等の対策に関する事項」については、57 自治体が記載しています。次いで、多く見られた項目として、「権利擁護に関する事項（成年後見制度等）」及び「福祉サービスの質の向上に関する事項」については、55 自治体が地域福祉計画に盛り込んでいます。このほか、「民生・児童委員の活動の支援に関

する事項」については54自治体が、「多機関の協働による包括的支援体制の構築に関する事項」、「生活困窮者対策に関する事項」及び「福祉人材の確保・定着・育成に関する事項」については53自治体が記載をしています。

- 地域福祉計画の策定に係る圏域が、27自治体において設定されています。具体的には、地域包括支援センター、中学校区・小学校区、町会・自治会ごとに設定されることが多くなっています。
- また、地域福祉計画の進行管理のため、44自治体で地域福祉計画の推進委員会を設置しているほか、29自治体では独自に評価指標を設定し、地域福祉計画の進行管理を行っています。

(2) 区市町村における地域福祉の推進の取組

- 社会福祉法第106条の3により区市町村の努力義務となっている包括的な支援体制の整備の状況について、住民による主体的な地域課題の解決に向けた体制の整備として、地域住民の参加を促す活動を行う者（地域福祉コーディネーター等）への支援を行っている自治体が44自治体、地域住民等が相互交流を図ることが出来る拠点（多世代交流拠点等）を整備している自治体が34自治体あります。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域住民による様々な活動は大きな打撃を受け、多くの活動が停止を余儀なくされました。そうした状況の中でも、感染予防策の徹底に加え、人数制限を設け、感染の危険性が低い活動へ切り替えたり、プログラムは中止しつつ交流拠点だけは解放し、居場所としての機能を守る等、様々な運営上の工夫が行われました。
- 令和5年5月には、感染症法上の位置付けが変わり、活動再開の兆しが少しずつ見え始めています。しかし、多くの活動で「会う」「集う」といった、人と人との「つながり」を保つために大切な手段が制限されたことから、「つながり」をいかにして再構築していくのか、課題とされています。
- また、包括的な支援体制の整備の取組として、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に38自治体に取り組んでいるほか、多機関の協働による包括的な支援体制の整備に38自治体に取り組んでいる状況です。
- 区市町村が地域福祉を推進していくに当たって課題と考えていることについて、都市部を中心に地域活動への無関心や町会・自治会の加入者の減少、従来からの地域活動の担い手の高齢化、コミュニティの希薄化などの地域社会を取り巻く状況の変化について挙げられているほか、コロナ禍による生活様式の変化に伴って顕在化した新たな生活課題への支援の検討や、単独の支援機関のみでは対応が難しい複雑化・複合化した課題の増加、複数の支援機関が連携して支援にあたる際の個人情報扱いといった制度面、区市町村における専門人材の確保の問題

など、様々な視点から課題が挙げられています。

- また、区市町村が地域福祉を進めるために、都に求める支援としては、「他区市町村の先進事例、好事例の紹介、情報提供」及び「補助金の設置」が多くなっています。

資料2 区市町村へのヒアリングの実施について（報告）

- 1 実施時点 令和5年12月1日
- 2 実施方法 書面調査（アンケート）
- 3 ヒアリング実施自治体数（6区8市2町：計16自治体）及び内訳

（区部）中央区、文京区、墨田区、大田区、世田谷区、豊島区

（市部）八王子市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、狛江市、多摩市、稲城市

（町村部）瑞穂町（島しょ部）大島町

（1）人口規模

人口	実施数	内訳	人口	実施数	内訳
3万人未満	1	大島町	20～30万人未満	4	文京区、墨田区、府中市、調布市
3～5万人未満	1	瑞穂町			
5～10万人未満	2	狛江市、稲城市	30～50万人未満	1	豊島区
10～20万人未満	4	中央区、武蔵野市、三鷹市、多摩市	50万人以上	3	大田区、世田谷区、八王子市

（2）高齢化率

高齢化率	実施数	内訳
～20%未満	2	中央区、文京区
20～25%未満	10	墨田区、大田区、世田谷区、豊島区、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、狛江市、稲城市
25%～	4	八王子市、多摩市、瑞穂町、大島町

（3）地域福祉計画の策定状況

種類	対象数	内訳	
単独計画	5	八王子市、中央区、豊島区、調布市、大島町	
総合計画と合本	0	—	
他計画と合本	6	文京区	介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、保健医療計画と合本
		墨田区	成年後見制度利用促進基本計画、重層的支援体制整備事業実施計画と合本
		大田区	成年後見制度利用促進基本計画と合本
		府中市	福祉のまちづくり推進計画と合本
		多摩市	成年後見制度利用促進基本計画と合本
		瑞穂町	成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画、健康増進計画と合本
総合計画+他計画と合本	5	世田谷区	総合計画及び重層的支援体制整備事業実施計画、地方再犯防止推進計画、市町村成年後見制度利用促進基本計画と合本
		武蔵野市	総合計画及び成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画と合本

	三鷹市	総合計画及び子ども・子育て支援計画、障がい者計画、高齢者計画、生活支援計画、健康づくり計画と合本
	狛江市	総合計画及び介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、成年後見制度利用促進事業計画
	稲城市	総合計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画、老人福祉計画、健康日本21における地方計画と合本

4 ヒアリング項目

- (1) 地域福祉計画の策定状況
- (2) 地域の抱える課題・特性等について
- (3) 包括的支援体制の整備に向けた庁内連携体制や連携体制づくりに向けた状況
- (4) 地域の社会資源とその連携または活動への支援
- (5) コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について

5 ヒアリング概要

第二期計画策定時に、地域福祉計画の特徴や地域福祉の推進の取組、包括的な支援体制の構築に向けた庁内の検討状況や連携体制、地域資源との連携の状況等について、都内の62区市町村のうち、16区市町にご協力をお願いし、ヒアリングを実施しました。今回の中間見直しに際しては、引き続き、同じ16区市町にご協力いただき、一部、新たな項目（コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について）を加えて、取組内容の変化や進捗状況等について伺いました。

「包括的支援体制の整備に向けた庁内連携体制や連携体制づくりに向けた状況」「地域の社会資源とその連携または活動への支援」では、引き続き、庁内外の関係者間で組織的に連携体制を構築することの目的や理念、意義を共有することの難しさなどが課題として挙げられている一方で、地域住民相互の支え合いの体制づくりや、関係機関との連携による包括的な支援体制の整備が進んでいることが分かりました。

また、重層的支援体制整備事業の実施については、世田谷区、八王子市の2区市から、墨田区、大田区、豊島区、調布市、狛江市を加えた7区市となりました。

「コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について」では、ほとんどの区市町で「コロナウイルス感染拡大にともなう地域活動の自粛によって、地域の子どもから高齢者までの交流の場が減少」したことが挙げられ、その影響として、「運動不足による身体機能の低下」が課題視されたことから、外出機会の創出や高齢者の介護予防を目的とした通いの場への支援などが行われています。こうした、つながりの再構築においては、民生委員・児童委員や地域福祉コーディネーター、地域包括支援センターなどが役割を担っています。

このほかでは、生活困窮世帯の増加に対し、「食」を中心としたフードドライブやフードパントリーなどの地域活動への支援が行われたほか、「外国人の特例貸付の申請件数が増大し、生活に困窮している外国人の存在が顕在化」したことにより支援が始められたことなどが挙げられました。

また、ワクチン接種予約等において「デジタル化への対応が困難な方々」への支援の必要性から、住民同士やボランティアなどによるデジタル化支援の動きが見られました。

地域で発生する生活課題に対し、早期に発見し、対応することにより、最小限の支援で生活課題の解決が可能となります。しかし、生活課題の発生に対し、発見が遅れ、時間が経過した場合には、より複雑化し、他の課題と重なって多重化することにより、支援が難しくなる場合があります。ヒアリングを行った各区市町においては、そうした課題発見と対応が迅速に行われた（行われている）ことが伺えました。

次のページからは、ヒアリングにご協力いただいた各区市町の取組の詳細についてご紹介いたします。

6 各区市町村へのヒアリング結果の見方

次ページから掲載する各区市町村へのヒアリング結果の見方についてご案内します。
 (人口・世帯数・面積・65歳以上の割合は、東京都総務局「くらしと統計 2023」
 (<https://www.toukei.metro.tokyo.lg.jp/kurasi/2023/ku23-23.htm>) より引用。)

	人口 ○○ 人 (65 歳以上割合 ○○%) 世帯数 ○○世帯 / 面積 ○○km ² 引用元：東京都総務局「くらしと統計 2023」	ヒアリング対象の区市町の 地図を掲載しています。
1 地域福祉計画の策定状況		
地域福祉計画の策定状況や計画の特徴などを掲載しています。		
2 地域の抱える課題・特性等について		
東京の地域の姿は、都心部から多摩地域、島しょ部など、その場所によって大きく異なっています。また、同じ区市町村内でも、地域ごとに様々な特徴や課題があります。包括的な支援体制の構築にあたっては、自分の住む地域ごどのような特徴や課題があるかを知ることが重要です。 この項目では、ヒアリング先の区市町村の地域の特徴や地域ごどのような課題があるか、その特徴や課題を踏まえて、地域福祉の推進のためにどのような取組を実施しているか等について、区市町村からヒアリングした内容を掲載しています。		
3 包括的支援体制の整備に向けた庁内連携体制や連携体制づくりに向けた状況		
区市町村は、地域住民等による解決が困難な課題について、区市町村が中心となって支援関係機関と連携し、総合的な相談支援体制を整備する必要があります。 この項目では、ヒアリング先の区市町村がどのように庁内の連携体制を整備しているか、または連携体制づくりに向けた課題や検討状況について、ヒアリングした内容を掲載しています。		
4 地域の社会資源とその連携または活動への支援		
制度や認識などの面から埋もれてしまいがちな課題を把握し、解決するためには、住民等による地域活動や多様な地域資源によるネットワークの存在が不可欠です。 この項目では、ヒアリング先の区市町村に存在する地域の社会資源の紹介や、それらの社会資源との連携状況、地域活動に対しての支援について、ヒアリングした内容を掲載しています。		
5 コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について		
感染拡大にともなう生活困窮(問題)の拡大や福祉サービスの利用制限、地域活動の自粛、外国人や若者など既存の制度で対応できない人々への支援課題など、コロナ禍では様々な事柄が表面化しました。ポストコロナにおいては、こうした課題への対応や再構築が必要となります。 この項目では、ヒアリング先の区市町村が、どのような課題を認識し、それに対して、どのような取組を行っているのか(行っていく予定か)、ヒアリングした内容を掲載しています。		

せたがやく 世田谷区 重層事業実施

人口 936,846 人
(65 歳以上割合 20.35%)
世帯数 492,029世帯 / 面積 58.05km²
引用元：東京都総務局「くらしと統計 2023」



1 地域福祉計画の策定状況

計画の種類：総合計画等と合本
現行計画期間：平成26年度～令和5年度（10か年）
圏域の設定：あり（区内28地区（行政の最小区域、日常生活圏域）で地域づくりや地域活動を推進していく）
計画の特徴：保健・医療・福祉の各分野で、共通の基盤となり今後10間で取り組むべきものについて、基本的・横断的な考え方を示している。

2 地域の抱える課題・特性等について

世田谷区は人口が90万人を超え、今後も緩やかな増加傾向が続くことが見込まれており、今後は高齢人口の増加により高齢化率が上昇する見込みです。平成3年4月から「全区」、「地域」、「地区」の3層構造の地域行政制度に取り組んでおり、平成9年4月には地域の総合支所（5か所）に生活支援課、保健福祉課、健康づくり課の3課を設置しました。総合支所の保健・福祉に関する業務は、福祉事務所、市町村保健センター、子ども家庭支援センター等の機能を有し、連携・調整を図りながら業務を行っています。さらに、28地区にまちづくりセンター（旧出立所）を設置し、同じ場所にあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）と区社会福祉協議会が入っています。まちづくりセンターとあんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三つの機関が管轄する地区・住所地が一緒の範囲であるということと、三つの機関が同じ施設に入っていることが特徴です。

また、区では地域包括ケアシステムの取り組みの一環として、身近な地区での「福祉の相談窓口」の充実及び身近な地区での「参加と協働による地域づくり」を目指し、「地域包括ケアの地区展開」を平成28年7月から区内全地区で実施しています。「福祉の相談窓口」では、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター及び社会福祉協議会地区事務所の三者が連携して、高齢者、障害者、子育て家庭などの福祉の困りごと等の相談を受け、相談内容により区の関係所管や専門機関に適切に引き継ぎ、支援に結び付けています。「参加と協働による地域づくり」では、三者が連携して取り組む地区アセスメントの作成を通じて、地区・地域の課題を把握し、情報共有を図り、把握した課題の解決のために社会資源の発掘・創出等に取り組んでいます。令和4年度からは三者に児童館を加え、四者が連携をして取り組みを進めています。

3 包括的支援体制の整備に向けた庁内連携体制や連携体制づくりに向けた状況

これまで取り組んできた地域包括ケアの地区展開による「福祉の相談窓口」や「参加と協働による地域づくり」の取り組みを土台に、令和3年4月から重層的支援体制整備事業を実施しています。前身の「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業を活用し、あんしんすこやかセンターの職員を各地区1名増員して相談対象を高齢者以外にも拡大しているほか、各地区に社協の地区担当職員を配置して地域資源の開発に力を入れています。福祉の相談窓口では、属性や世代を問わずに包括的に相談を受け止め、関係機関のネットワークに対応する体制を取っており、複雑化・複合化した課題を適切に関係機関へつなぐこととしています。また、あんしんすこやかセンターが地区版の地域ケア会議を開催し、個別ケース等を検討する中で抽出された地域課題を地域版地域ケア会議や全区版につなげる3層構造を採っており、全区版では政策立案に向けた会議を開催し、これまでも8050問題やひきこもり状態にある方の支援等を検討してきました。

区では、重層的支援体制整備事業の実施に当たり、福祉の相談窓口においてつなぎ先や支援課題が多い複雑化・複合化した課題、その中でも特に「ひきこもり」に着目し、重層事業の新規3事業を充て、体制の構築を図っています。「ひきこもり支援に係る基本方針」を策定し、多機関連携事業を「ぶらっとホーム世田谷（生活困窮者自立相談支援センター）」に位置付け、新たに精神保健福祉士を配置し、家計改善支援員を拡充して支援機関の連携強化や情報、ノウハウの共有化等を目的とした会議を開催し、重層事業の中核を担う役割を果たしています。アウトリーチを通じた継続的支援事業はメルクマールせたがや（世田谷若者総合支援センター）で実施している出立所相談会を拡充するなど、既存のアウトリーチ事業を強化しています。相談員を増加してニーズが高い地域での毎月開催に変更することにより、潜在的な相談者の発見や支援が困っていない人に支援を届けることを目指しています。令和4年4月に、ぶらっとホーム世田谷とメルクマールせたがやを同一建物内に移転させ、年齢を問わないひきこもり相談窓口「リンク」を開設しました。また、ひきこもり状態にある人の社会参加を支援するため、みつがほら（発達障害特性がある若者のピアサポート事業）の年齢制限を撤廃し、主に、はざまの世代と言われる年齢層に向けたピアサポートプログラムを実施しています。

現在ひきこもり支援に活用している重層的支援体制整備事業について、生きづらさを抱えた人へ広く支援を展開していくために、次期地域保健医療福祉総合計画の策定と併せて、庁内外の連携体制づくりに取り組んでいます。

4 地域の社会資源とその連携または活動への支援

○区社協が関与する地域の交流拠点：世田谷区社会福祉協議会では、地域社会福祉協議会事務所（5か所）及び地区事務局（28か所）を設置しています。地区事務局は、区内の28か所のまちづくりセンター内に常勤1名・非常勤1名を交代で配置しています。区への寄贈物件が地域の交流拠点となっているものとして、中学生を対象とした生活支援/学習支援の拠点「まいいづみ@いまなもも」があるほか、地域共生の家を高齢者向けサロンや子ども食堂が活動拠点として活用している事例もあります。

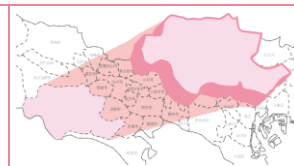
○地域の社会資源の特徴と連携等の状況：支えあい活動団体（サロン・子育てサロン・ミニデイ）が多く存在しており（約90団体）、近年は特に子ども食堂が増加しています（約50団体）。地域活動に興味のある方を地区サポーターとして登録し、支えあい活動や町会・自治会活動、福祉イベント、生活支援サービス等へのマッチングをすることで活動参加を促進しています（登録人数1,597人、令和4年度）。全地区とも2名の社協職員を担当として配置していますが、人口・面積規模が大きく異なり、課題や業務量にも差異が生じています（例：A地区総人口約64,000人、B地区総人口18,000人）。認知症の本人を含む全ての区民が自分らしく生きる希望を持ち、本人の意思と権利が尊重され、安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指して施行した「世田谷区認知症とともに生きる希望条例（令和2年）」に基づき、各地区において、本人が参画するアクション（地域づくり）に取り組むとともに、本人やパートナー（伴走者）をはじめ、地域住民、地域活動団体、地域で働く方々、学生、図書館、コミュニティカフェ、その他地域にある集いの場の関係者等の様々な人たちが関わり、アクションを展開するアクションチームの構築に向けて取り組んでいます。

5 コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について

- ・ワクチン接種予約の際に、スマートフォンの使い方が分からない、身近に気軽に聞くことができる人がいないなどの相談が増えた地区では、情報弱者に関する課題が顕在化しました。地域活動団体と連携してボランティアを発掘し、住民同士がスマートフォンやパソコンの使い方をお互いに教え合い助け合う居場所や仲間づくりを行っています。
- ・長引くコロナ禍により外出や会食等の自粛が続き、住民同士の交流の機会が減るとともに、運動不足による身体機能の低下する方も増えているため、新たな機会の創出が課題となりました。感染症対策を講じながら、誰でも気軽に参加できるラジオ体操などを実施するとともに、困りごとの把握を行っています。
- ・コロナ禍による経済活動の制限や物価高騰の影響し、生活困窮世帯の増加等の実状を地域で共有した地区では、町会や商店街など地域の団体や事業所と協力し、食を通じた地域支援（フードドライブ）を実施しました。商店街に面した広場で実施し、今まで福祉とはご縁のなかった方や若い世代の方々からの協力も多くありました。

はちおうじし 八王子市 重層事業実施

人口 579,628人
(65歳以上割合 27.5%)
世帯数 274,273世帯 / 面積 186.38km²
引用元：東京都総務局「くらしと統計 2023」



1 地域福祉計画の策定状況

計画の種類：単独計画
現行計画期間：平成30年度～令和5年度（6か年）
圏域の設定：あり（37圏域：中学校区域）
評価指標の設定：あり（活動指標（包括的相談拠点の整備数、地域活動の参加割合、福祉サービスの認知度等）のみ）

2 地域の抱える課題・特性等について

市域が広く、地域ごとに特性や状況、発生する課題も大きく異なり、その内容も多岐にわたっています。このため、地域生活課題の多様性に対応する新たな機関として、対象者の属性を問わない相談を受け付け、他の支援機関と連携した支援を提供する「八王子まるごとサポートセンター」（以下「はちまるサポート」といいます。）を市内13か所に設置し、包括的な支援の提供体制を整備しています。一方、市内には医療機関や社会福祉施設、大学などの社会資源が多数散在しており、住民主体による地域活動も活発に行われていますが、地域福祉に取り組む人材確保や分野を越えた横断的な連携、地域生活課題にあった活動の充実など、地域福祉を推進するための新たな課題も生じています。

3 包括的支援体制の整備に向けた庁内連携体制や連携体制づくりに向けた状況

【検討の経緯】本市では、令和3年度からの重層的支援体制整備事業を開始し、新たな拠点となる「はちまるサポート」を通じて、対象者の属性を問わない相談支援や多機関協働などを実施しています。また、庁内連携に関しては、「八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議」を設置し、庁内横断的な情報共有や複雑化した課題の事例検討等を行うとともに、分野横断的な課題に取り組む部会を設置し、庁内外の関係機関も参画した横断的な連携がしやすい仕組みを設けています。（令和5年度は「ひきこもり支援部会」と「高齢者等の移動支援検討部会」を設置）

【本市の重層的支援体制整備事業について】

新たに包括的な相談支援窓口として設置した「はちまるサポート」を通じて、多様な支援機関との連携による支援体制を構築しています。本市では、同事業を八王子市社会福祉協議会に一括して委託し、構成する包括的相談支援、地域づくりに向けた支援、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援を一体的に運用しています。

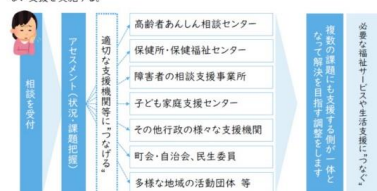
○包括的相談支援事業（はちまるサポートの運営による地域での連携体制づくり）

重層的支援体制整備事業の中核を担う包括的な支援機関として、「はちまるサポート」を市内13か所に設置・運営しており、それぞれ支援のつなぎ役となる「コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」といいます。）」を常勤で2名配置しています。また、市内に21か所ある地域包括支援センター（本市では「高齢者あしん相談センター」と呼称）との併設を進めており、高齢者人口の増加による複雑化・複合化した課題にも連携して対応できる体制づくりを進めています。（ほか、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、地域づくり事業を一体的に実施）

はちまるサポートの機能

既存の支援機関・事業を活かした連携

各相談・支援機関はこれまで通り既存の制度に基づいた相談援助を実施するとともに、包括的相談支援機関として、対応する支援機関や多機関協働事業担当へ繋ぎ、切れ目のない支援を実施する。



はちまるサポート（八王子まるごとサポートセンター）

重層事業における中核的な支援機関として、令和3年度から運用開始。
どこに相談すればよいかわからない生活の“困りごと”や、身近な問題の相談を受け付け、適切な福祉サービスや支援機関につなげる。福祉の総合相談窓口（包括的相談支援）。

（1）運営日時

月～土曜日（祝日、年末年始を除く）9時から17時

（2）運営体制

- ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW） 2名
- ・アシスタント職（窓口対応） 1名

（3）受託事業者

八王子市社会福祉協議会

（4）その他

相談窓口機能（包括的相談支援）のほか、重層事業の次の機能も有する。
① 課題を抱えている方等への継続的な訪問支援（アウトリーチ支援）
② 課題を抱えている方等を地域や社会とつなぐための社会参加支援や交流の場
③ 居場所等を確保する地域づくり支援。



○多機関協働事業

八王子市社会福祉協議会内に「多機関協働事業担当」を専任で配置し、分野ごとに設置されている市内の支援機関からの複雑化・複合化したケースに関する相談を受け、情報収集や関係機関（庁内・庁外）とのつなぎ、役割の調整など、課題解決に向けた支援のコーディネートを行っています。また、多機関との支援検討の場となる「支援会議」や「重層的支援会議」を必要に応じて開催し、関係機関がそれぞれの役割を認識しながら、一体的かつ効果的に必要な支援が提供できるよう運用しています。

他にも、分野別相談支援機関の連携強化を図るための多機関合同の研修会も随時開催しており、それぞれの役割を知り合う機会の充実に取り組んでいます。

○地域づくり事業（地域との連携）

地域生活課題を地域で知り、主体的に解決する意識や行動を醸成するため、令和4年度から「地域共生のまちづくり推進フォーラム」を開催しています。（令和5年度は、ひきこもりや不登校への支援を行っている地域活動や支援者の実践報告等）また、地域生活課題への早期発見・早期支援へのつなぎを目的とした「はちまるサポーター」の養成を新たに開始しました。地域住民による「気づき」の目を増やし、課題の深刻化予防に向けた地域との連携にも力を入れています。

4 地域の社会資源とその連携または活動への支援

○地域の社会資源との連携と活動支援：

- ・令和5年度から地域生活課題の深刻化予防を目的とした地域課題の発見・つなぎの役割を担う「はちまるサポーター」の養成を開始しました。身の回りの異変や気になること、居場所や社会参加につながる地域資源の情報などをはちまるサポートにつなげる気軽な福祉活動で、より多くの住民が地域福祉の“つなぎ手”となる地域づくりを進めています。

- ・はちまるサポートに配置するコミュニティソーシャルワーカーが、民生委員・児童委員の地域の定例会議や町会・自治会の地域の活動などに参加するなど積極的に地域に出て、地域資源との連携を深めています。

- ・民間企業との共創による地域生活課題の解決に向けた取り組みを進めています。そのひとつとして、令和5年度、民間企業が主体となり、地域活動団体や医療機関、行政等の多様な主体と連携して孤独・孤立支援に取り組む「食で結ぶ孤独・孤立対策プラットフォーム」づくりが始まりました。市内に複数ある子ども食堂・地域食堂を課題の発見・支援へのつなぎの場と位置づけ、地域プラットフォームを通じて多様な主体がお互いのできることや現場での課題などを共有し、顔の見える関係づくりを進めています。

5 コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について

【課題の深刻化】

地域活動の自粛が続き、活動の担い手となる住民ボランティアも減少しています。また、交流や参加機会の減少から、生活課題がより潜在化し、支援機関が把握した時点で深刻化しているケースも増えています。

また、新たな課題として、福祉の相談窓口やサービス、制度の認知度が著しく低下しており、必要な情報を取得する機会の充実も大きな課題となっています。

課題が深刻化しないよう、「早期発見・早期支援へのつなぎ」は、地域福祉計画においても取り組むべき重要テーマとなっています。

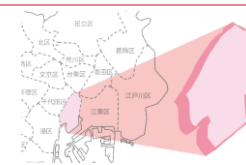
【早期発見・早期支援へのつなぎに向けた体制の強化】

次期地域福祉計画（令和6年度～）では、これらの課題を踏まえて重層的支援体制整備事業の方針を「深刻化予防に向けた早期把握・支援へのつなぎ」とします。

様々な主体との連携による地域での課題発見の機会を増やし、いち早く支援につなぐため、上記で記載した各取組を充実するとともに、包括的な支援体制の構築拠点となる「はちまるサポート」の機能強化を図り、地域住民や多機関との連携をより強化する取り組みを充実します。

ちゅうおうく
中央区
重層事業実施

人口 173,130 人
(65 歳以上割合 14.77%)
世帯数 95,596世帯 / 面積 10.21km²
引用元：東京都総務局「くらしと統計 2023」



1 地域福祉計画の策定状況

計画の種類：単独計画

現行計画期間：令和2年度～令和8年度（7か年）

圏域の設定：あり（行政区画を基礎とし、3つの福祉圏域を設定）

評価指標の設定：あり（相談支援包括化推進員数、住民主体による地域活動の拠点数などの全72項目）

計画の特徴：地域の情報を共有し、地域資源を把握・活用するため地域の基礎データ、特性、施設やサロンなどの地域資源の状況、地域活動者、団体グループインタビューの調査結果を踏まえた強みや課題などをまとめた「地域カルテ」を作成し、計画の資料編として掲載

2 地域の抱える課題・特性等について

【特徴・課題】

中央区の人口は増加傾向にあり、2015年から2020年までの人口増加率は23区で最も高く、令和9年度中には20万人を超えると想定しています。また、生産年齢人口の割合は全人口の70%以上を占め、特に30歳代・40歳代を中心とした子育て世代の人口が多いことも特徴です。今後も、3つの福祉圏域(京橋・日本橋・月島)全てで人口の増加が見込まれ、特に、新規の住宅開発が進む月島地域の人口がさらに増加していくと見込んでいます。

【現在の地域福祉の取組状況・実施状況と、今後の取組方針など】

・令和6年4月に区役所の本庁舎(京橋地域)に、相談者の年齢や属性を問わず、包括的に相談支援を行う「ふくしの総合相談窓口」の開設を予定しています。複数の分野にまたがる課題やこれまでどこにも相談すればよいかわからなかった課題を抱えた世帯等に対する相談窓口を明確化し、各相談支援機関や社会福祉協議会等と連携しながら継続的に支援する体制を構築します。あわせて、京橋以外の地域(日本橋・月島)における窓口の整備に向けても、検討を進めています。

・地域住民の居場所や多世代交流の場のほか、地域福祉コーディネーターのアウトリーチの拠点としても活用している地域活動拠点の整備を進め、地域の課題に住民主体で取り組むための仕組みづくりを推進しています。令和6年度に新たに1カ所拠点の開設を予定しており、地域住民が身近な地域で地域活動に参加できる場の充実を図っています。

3 包括的支援体制の整備に向けた庁内連携体制や連携体制づくりに向けた状況

【検討の主管部署】 福祉保健部管理課

【検討の参加部署】 庁内の相談支援業務に携わる部署

【庁内の連携体制】

区の福祉保健部管理課で相談支援業務に携わる職員を相談支援包括化推進員として任命しています。各相談支援窓口で受けた相談はそれぞれの対応することを基本としながらも、複雑化・複合化した困難なケースについては、相談支援包括化推進員が中心となって分野を横断して連携し、情報の共有や支援方法の協議等を行っています。また、相談支援包括化推進員の連携により、令和6年度から実施する重層的支援体制整備事業の制度理解や庁内の顔の見える関係づくりを推進しています。

重層的支援体制整備事業の実施にあわせ、福祉保健部以外で相談支援業務を行っている部署にも相談支援包括化推進員を配置し、複雑化・複合化した課題への対応力のより一層の向上を図っていきます。

4 地域の社会資源とその連携または活動への支援

○中央区社会福祉協議会の活動等

地域福祉コーディネーターを区全域及び3つの福祉圏域(京橋・日本橋・月島)ごとに配置し、住民主体の多様な地域活動の立ち上げや活動継続への支援を行うとともに、区内で定期的に活動しているサロンの開催情報を一覧にまとめた「中央区サロンマップ」を作成しています。また、重層的支援体制整備事業の実施に伴い、地域福祉コーディネーターを1名増員するほか、「参加支援」「地域づくりに向けた支援」にも一層力を入れ、社会資源の掘り起こしやコーディネートを行っています。

○地域の社会資源の特徴と連携等の状況

ひとり暮らしや認知症等の高齢者に対して、おとしより相談センター(地域包括支援センター)を中心に、民生・児童委員、地域見守り活動団体、見守り協定締結事業者等と連携を図り、高齢者の生活を地域全体で見守り、支える地域見守りネットワークを構築しています。そのほか、社会貢献活動団体の提案による協働事業を実施し、協働ステーション中央(活動のサポートと団体間の連携・協働をコーディネートする施設)において、各種講座の開催や登録団体の情報発信、登録団体相互の情報交換に対して支援しています。

5 コロナ禍で顕在化した地域課題と具体的な取組について

コロナ禍により人と人とのふれあいや交流の機会が減少し、孤独・孤立といった課題が顕在化していることに加え、高齢者の生活実態調査(令和4年度実施)においても、コロナ禍による生活の変化について、「外出を控えるようになった」、「友達・親戚付き合いが減った」と答える方が多く、フレイル状態に陥りやすい状況となっていることが伺えます。そうした中、「ふくしの総合相談窓口」の開設による福祉に関する困りごとを抱えた方を包括的に受け止め、適切な支援につなぐ体制の構築や人と人とのつながりづくりに向け、地域活動団体や担い手同士の横のつながり、住民相互の支え合いによる活動の充実を図ってまいります。また、ポストコロナを見据えた外出機会の確保などを目的として、高齢の方や障害のある方、妊産婦の方を対象に、コミュニティバスの運賃を無償化しました。

ぶんきょうく 文京区

人口 242,945人

(65歳以上割合 19.28%)

世帯数 136,551世帯 / 面積 11.29km²

引用元: 東京都総務局「くらしと統計 2023」



1 地域福祉計画の策定状況

計画の種類: 他の計画と合本

現計画期間: 令和3年度～令和5年度(3カ年)

圏域の設定: あり(高齢者あんしん相談センターを基礎として、4圏域(富坂・大塚・本富士・駒込)を設定)

評価指標の設定: あり(対象者や事業実施回数等の数値目標及び事業成果などを設定)

2 地域の抱える課題・特性等について

【特徴・課題】

文京区の人口は全般的に増加傾向にあり、特に高齢者及び年少人口が増加しております。人口増加は今後約15年ほど続き、その後は全体の人口及び生産年齢・年少人口は減少傾向となり、高齢者人口は増加傾向が継続し、約40年後には約3人に1人が高齢者になる見込みです。

今後、社会経済活動の変化や、人口減少・少子高齢化に伴う地域の生活課題の複雑化・個別化から生じる2040年問題も見据えて、地域包括ケアシステムの分野で連携協定を締結している東京大学高齢社会総合研究機構の協力を得ながら施設整備を進めるとともに、24時間対応の在宅医療・介護サービス等の更なる活用、また、安心して育ち育てできる支援体制として、今後設置する区の児童相談所を中心とした、関係機関が有機的に連携した包括的な支援体制の強化など、地域福祉における諸課題への対応について検討していく予定です。

【現在の地域福祉取組状況・実施状況と、今後の取組方針など】

分野や世代を超えた包括的な支援体制の取組として「文京区版ひきこもり総合対策」を行うほか、多世代の方が自由に交流できる「多機能的な居場所（つといーの）」づくりの推進、地域福祉コーディネーターを配置し、小地域福祉活動への支援など地域の支え合いの体制づくりへの支援を行っています。

福祉サービスの確保と質の向上に向けて、成年後見制度利用支援事業や権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築などに取り組むほか、介護人材の確保・定着に向けた支援やフレイル予防プロジェクト等を実施しています。

障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者基本相談支援センターにおいて人材育成と家族全体の重層的課題を含んだ高度かつ複雑な内容の相談支援を実施するとともに、富坂・大塚・本富士・駒込の4地区に開設した地域生活支援拠点では、地域連携調整員を配置し、主に相談支援と地域づくりを担い、関係機関等と連携した障害者の居住支援体制の充実を図っています。

精神障害者が地域で安定した暮らしができるよう、保健・医療・福祉関係者等精神障害者の地域支援に関わる関係者をメンバーとする協議会やテーマを絞った専門会議・実務者による会議を開催し、保健医療・障害福祉の両方の視点から地域の課題等の議論を深め、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。

3 包括的支援体制の整備に向けた庁内連携体制や連携体制づくりに向けた状況

【検討の主管部署】福祉部福祉政策課

【検討の参加部署】

【庁内】（福祉部）高齢福祉課、障害福祉課、生活福祉課、介護保険課

（保健衛生部）予防対策課、保健サービスセンター

（子ども家庭部）子育て支援課、子ども家庭支援センター

（教育推進部）教育センター、教育指導課、児童青少年課

【庁外】文京区社会福祉協議会、民間事業者、地域団体、NPO、地域住民等

【庁内の連携体制】

ひきこもりやヤングケアラーなどの複雑化・複合化した課題については、関係機関の連携体制の構築や支援事業の拡充に取り組むとともに、個別の支援を行っています。

また、必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例を通じて多機関協働による体制整備を進め、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を令和7年から本格実施し、包括的な支援体制を強化します。

○包括的な支援体制の構築にあたり課題となっていること

ひきこもり当事者等の心情に寄り添った、広報・啓発活動や広域連携支援の取組を広げ、適切な相談支援につながる体制を強化する必要があります。

また、ヤングケアラーに気づき、適切な支援につなげるため、引き続き関係機関や地域の担い手等に対する周知啓発や、ヤングケアラー本人や家族を支援するための体制を強化する必要があります。

さらに、複合化・複雑化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、分野横断的に多機関が連携・協働した重層的なセーフティネットを構築する必要があります。

4 地域の社会資源とその連携または活動への支援

○文京区社会福祉協議会の活動や関連する地域の交流拠点

区と区社協の間で定期的に連絡会を開催し、事業の進捗状況や方向性等の情報を共有するほか、顔の見える関係の中でソフト面でも支援できるよう取り組んでいます。地域福祉コーディネーターを10人配置しており、全員が生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を兼務しています。区内の常設の多機能的な居場所は8カ所あり、開設や運営費の補助、活動継続のための相談等の運営について社協が支援し、区が必要経費を社協に補助しています。地域の居場所づくりにあたっては、地域福祉コーディネーターが各地区の地域の中に入り、地域住民による小地域福祉活動の立上げや運営支援をバックアップすることで、住民主体の取組みが可能となっています。

○地域の社会資源の特徴と連携等の状況

区社協における地域連携ステーション（フミコム）において、提案公募型協働事業として、NPO等から地域課題解決のための事業を募集しています（8チャレ）。事業の実践にあたって、団体からの運営相談や活動経費の助成を行っています。具体的には、地域課題の解決に向けた行政とNPO等との連携により、孤立した子どもや若者を支えるつながりを作る仕組みづくりや、男性高齢者の継続的な社会参加のきっかけづくりなどの事業が展開されています。コロナ禍を経て、NPO活動等に係る講座や交流会など、対面での開催を再開したことで、区社協も参加者と顔の見える関係が築けるようになり、実際の活動についての相談もより個別に対応がしやすいようになったとともに、活動団体同士のつながりも築きやすくなりました。一方で、引き続き、地域課題の解決に向けた協働事業の展開にあたって行政職員の意識啓発が必要と考えています。